

令和 7 年 2 月 5 日
世田谷保健所健康推進課

成人歯科健康診査及び歯周疾患改善指導の対象年齢拡大について

1 主旨

区では、健康増進法に基づき、これまで40歳から70歳の5歳刻みの区民を対象に、成人歯科健康診査及び歯周疾患改善指導（以下「成人歯科健康診査等」という。）を実施している。近年、若年者の歯周病の罹患率は増加傾向にあり、国では、生涯を通じた歯科健診の機会を確保し、歯・口腔の健康の保持・増進を図る事を目的として、令和6年度から健康増進法に基づいて自治体を実施する歯周疾患検診の対象年齢に20歳と30歳を追加した。区においても、若い世代など健康に関心の薄い方に対する健康づくりへのアプローチが課題となっている中、ライフステージに応じた口腔の健康づくりを推進するため、成人歯科健康診査等の対象年齢に20歳と30歳を追加する。

2 拡大する対象年齢

年度末年齢が20歳・30歳の区民

3 想定件数

対象者数

20歳 7, 275人

30歳 13, 127人

受診者数

20歳 成人歯科健康診査：728人

歯周疾患改善指導：604人

30歳 成人歯科健康診査：1, 313人

歯周疾患改善指導：1, 089人

4 拡大に伴う所要経費

歳出 20, 200千円

成人歯科健康診査：7, 409円×2, 020人＝14, 967千円

※自己負担金200円(減免制度あり)

7, 609円×21人＝160千円

歯周疾患改善指導：2, 996円×1, 693人＝5, 073千円

歳入 5,085千円

都補助：健康増進法等による健康増進事業に係る補助金（法定事業）

補助率 2/3（基準単価あり）

成人歯科健康診査：3,720円×2,020人×2/3=5,010千円

5,320円×21人×2/3=75千円

5 周知方法（予定）

区ホームページ、区公式X（旧ツイッター）、区公式LINE、区のおしらせ、医療機関・区広報板などでの広報ポスターの掲示

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年5月下旬 対象者へ受診券を送付

6月1日 実施医療機関において健診実施